

高松市告示第467号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、令和8年度において、次のとおり予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、公告します。

令和8年8月20日

高松市長 大西 秀 人

1 予防接種の種類及び対象者

（1） 帯状疱疹の予防接種

ア 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる者

イ 60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

2 予防接種を行う実施場所、期間

医療機関名	所在地	電話番号	期間
いきなり内科ハートクリニック	高松市十川西町368-1	848-1166	令和8年8月17日から 令和9年3月31日まで

3 接種料金

1 （1）の予防接種

ア 乾燥弱毒生水痘ワクチンを接種する場合 2,600円

ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する者、令和8年度市民税が非課税の世帯に属する者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19

年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を受けている者については、全額公費負担

イ 乾燥組換え带状疱疹ワクチンを接種する場合 1回6,600円

ただし、令和8年度市民税が非課税の世帯に属する者は、1回4,000円、又生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯に属する者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付若しくは配偶者支援金又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を受けている者については、全額公費負担

4 接種を受けることが適当でない者(接種不相当者)

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められる者
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) これまでに、乾燥弱毒生水痘ワクチンを1回接種したことのある者であって、带状疱疹の予防接種を行う必要がないと認められる者
- (6) これまでに、乾燥組換え带状疱疹ワクチンを2回接種したことのある者であって、带状疱疹の予防接種を行う必要がないと認められる者
- (7) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者